

# 金山町男女共同参画社会基本計画

## はじめに

この計画は、金山町生涯学習振興計画（平成11年3月策定）に基づくもので、男女が自ら生き方を主体的に選択し、その個性と能力とを十分に発揮しながら、共により良く生きることの出来る「男女共同参画社会」の実現を目指す為の、基本的方向を示すものです。

この目標を達成するために、次の基本目標を掲げて総合的な施策を展開します。

## 計画の基本目標

### I 男女平等の意識づくりの推進

男女が相互の人格と人権を尊重し、男女平等社会にふさわしい意識と価値観をもって個性と能力にあった生き方をすることができるような、男女平等の教育を推進する必要があります。

### II 町づくり・地域づくりへの男女の共同参加推進

町づくりや地域づくりにおける女性の果たす役割の重要性が叫ばれていますが、企画段階や意志決定の場に女性が参画する事が少ない状況です。様々な物事を決定する場に、男性も女性も一緒にかかわって行くことが必要です。

行政や地域社会において、企画段階から方針決定に至までの過程の中で、女性の意見や視点が反映されるよう、各種審議会での女性委員の比率を高めるなど、女性参画を進めます。

### III 女性の就労と条件整備の推進

女性の職場進出が盛んになっていますが、職場における女性の雇用管理については、配置・昇進・賃金等の面で、男女間の格差も見られます。

就労者は勿論ですが、事業主に対しても「男女平等」の基本的な考え方の啓蒙活動を推進するとともに、それぞれの生活スタイルに合わせた育児や介護の支援策を充実させ、女性が働きやすい環境づくりに努めます。

#### Ⅳ 女性の人権・健康・福祉の向上

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシャル・ハラスメント（セクハラ）は、女性の人権を著しく侵害するものですが、これまでは女性が一方的に我慢を強いられてきた面があります。しかしこれからは、女性の基本的人権にかかわる社会的問題として認識を深めて行かなければなりません。健康と福祉に関しても、シルバーユートピアの町づくりを深化し実現する上からも、生涯をとおした健康の保持、増進が大切です。

その中でも特に、子どもの誕生と育みを担う母性について、特別の配慮が必要です。その環境を作る役割を担うのが男性です。男性と女性がともに支え合いながら人権・健康・福祉の向上を目指します。

## 目標別取り組み方針と実施計画

### 基本目標Ⅰ 男女平等の意識づくりの推進

#### 1 家庭教育の推進

家庭は次世代を担う子どもたちが、社会における男女平等の基本理念を確立するうえで、一番身近な基礎となる重要な場であり、親や家族から、男女が共同して参加する家庭作りを、自ら推進して行く必要があります。子ども達がもっている個性や能力を十分に伸ばすには、親や祖父母の躰が大きな影響を与える事から、家庭教育に関する学習機会や情報提供・相談等を充実させ、啓蒙活動の強化を図ります。

家庭教育学級の開設

女性教育の拡充

指導者の要請と活用

#### 2 学校教育の推進

町教育基本構想の中で、重点項目の一つとして心の教育の充実を掲げています。基本的人権の尊重のもとに、人間愛や自然を大切にする心豊かな児童・生徒を育成したいというものです。金山の子どもたちが、正しい男女平等観をもって、お互いの性を尊重し、支えながら、個性と能力にあった生き方が実現できる教育を目指します。

教育環境の充実

性教育・相談指導の充実

家庭への啓発

### 3 生涯学習の推進

女性への学習機会の提供は、公民館を中心に実施して来たところですが、今後もさらに女性の主体的な学習推進が展開されるよう、支援して行く必要があります。合わせて、生涯学習の推進を図るためには、指導者の養成が極めて重要であり、各種研修会等への積極的な参加と伝達指導の充実に向けて取り組みます。

更に、男女共同参画社会実現に向けての意識づくりの形成をより積極的に進めます。

各種講座・研修の充実

指導者の養成と活用

講演会・広報活動の推進

### 基本目標Ⅱ 町づくり、地域づくりへの共同参画

#### 1 企画・意志決定の場への参加拡大

町づくりの企画・意志決定にあたって、女性が積極的にかかわり、参画し、女性の視点を反映させることが、強く求められています。女性の意見を聴くなどして、女性の参画を進めます。

各種審議会等への女性の登用

#### 2 社会活動への参加促進

地域づくりの場でも、町内会や団体活動を通して連帯の絆を深めたり、諸活動を通して楽しく豊かな日常生活を営むことが求められています。これらのコミュニティ活動に男女が共同して参画し、積極的なかかわりの中から地域活動が活発に展開されるよう、女性リーダーを養成したり、参加意欲を高めるための条件整備を進めます。

女性リーダーの養成

地域コミュニティ活動の促進

### 基本目標Ⅲ 女性就労と条件整備の推進

#### 1 雇用の場での男女の機会均等の実現

女性の職場進出は目覚ましいものがありますが、雇用条件等に男女間格差が残っていることも現実です。雇用主の理解のもとに関係機関と連携して、改善に向けての要請・啓発活動に努めます。

男女平等推進啓発活動

各種学級等での学習  
活動の推進

最低賃金の周知

## 2 働く女性の就労と条件整備の推進

働く女性の健康を守ることは母性保護にかかわる重要な課題なので、事業主に対し、母性保護の遵守について、関係機関と連携して啓発、指導活動を推進します。合わせて、育児・就労環境の整備の一環として、家庭の育児機能を補完する保育所機能の充実、または放課後子ども教室の充実を図ります。

母性保護に関する啓発

健康づくり教室の開催

保育所の整備促進

放課後子ども教室の充実

## 基本目標Ⅳ 女性の人権・健康・福祉の向上推進

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシャル・ハラスメント（セクハラ）は女性の人権を著しく侵害するものですが、これまで女性が一方的に我慢を強いられてきた面があります。女性の基本的人権にかかわる社会問題として認識を深めていかねばなりません。

これからは、男性と女性が共に支え合いながら人権・健康・福祉の向上を目指します。

### 1 人権教育の推進

男性と女性がイコールパートナーであることを基本に、関係機関が連携して人権尊重の啓発活動を行います。人権侵害に対する既存の相談窓口を活用して、周知や相談体制の充実に努めます。

啓発・広報活動の推進、充実

人権擁護委員、児童相談所等の活用

### 2 母性保護の充実

女性が生涯にわたり健康で充実した人生を送るためにも、妊娠・出産に限定する事なく、思春期・更年期等を含めた女性のライフスタイルに応じた対策が求められており、健康づくり活動への積極的な支援を継続します。

母子健康診断の充実

健康相談と指導の強化

生涯スポーツの普及

### 3 保健・福祉サービスの充実

高齢化の進行とともに、女性自身の老後の生活や家族の介護支援体制の強化が、切実な問題となって来ています。家庭事情による個別の問題に的確に対応できる相談・受け入れ体制の確立を図ります。

ホームヘルプサービスの充実

医療・保健サービスの充実

## 計画の期間

計画の期間は平成29年度から令和8年度までの10カ年計画とします。